

項目別実施状況一覧

この資料は、「令和5年度（2023年度）統計法施行状況報告」（令和6年7月22日総務省政策統括官（統計制度担当））第3部「項目別実施状況」について、通し番号を付したもの。

- 1 公的統計の作成
 - ① 基幹統計の指定、変更等の状況
 - ② 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況
 - ③ 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況
 - ④ 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等
 - ⑤ 指定地方公共団体が行う統計調査
 - ⑥ 指定独立行政法人等が行う統計調査
 - ⑦ 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況
 - ⑧ 重複是正及び調査履歴登録の実施状況
- 2 公的統計の公表
 - ⑨ 基幹統計の公表の状況
 - ⑩ 一般統計調査の結果の公表の状況
- 3 統計情報の提供
 - ⑪ 政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報の提供状況
 - ⑫ 統計調査結果等のe-Statへの登録状況
- 4 調査票情報等の利用及び提供
 - ⑬ 調査票情報の二次利用
 - ⑭ 調査票情報の提供
 - ⑮ オーダーメイド集計の実施
 - ⑯ 匿名データの作成及び提供
 - ⑰ 調査票情報等の適正管理のための措置
- 5 PDCAサイクルの確立
 - ⑱ PDCAサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況
 - ⑲ 統計作成プロセス診断の実施状況
- 6 統計リソースの確保・人材育成
 - ⑳ 統計職員の配置状況
 - ㉑ 統計品質管理官の配置状況
 - ㉒ 誤り発見ルールに沿った対応状況
 - ㉓ 技術的アドバイザーの確保、活用状況
 - ㉔ 統計データアナリスト等の認定状況
 - ㉕ 各種研修の充実・実施の状況
 - ㉖ 府省の統計部局間の人的交流の状況
- 7 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減
 - ㉗ オンライン調査の推進状況
 - ㉘ 統計作成における行政記録情報等の活用状況
 - ㉙ 統計調査における行政記録情報等の活用状況
 - ㉚ ビッグデータ等の利活用の状況
- 8 国際比較可能性の向上、国際貢献
 - ㉛ SDGグローバル指標の公表状況
 - ㉜ 国際貢献の状況

第3部 項目別実施状況

1 公的統計の作成

① (1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項においては、行政機関が作成する統計のうち、

- ① 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
 - ② 国民経済計算
 - ③ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和5年度（2023年度）末現在において、基幹統計の総数は、54統計となっている（資料5参照）。

また、法第7条においては、総務大臣が、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計を作成する行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、指定、変更又は解除したときは、その旨を公示することとされている。

令和5年度（2023年度）においては、「サービス産業動態統計」を基幹統計に指定している（表3参照）。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（令和5年度（2023年度））

基幹統計名	指定・変更・解除の別	内容
サービス産業動態統計	指定（令和6年（2024年）1月25日）	サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計として指定。

② (2) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

基幹統計の作成方法は、統計調査による作成と、統計調査以外の方法による作成の二類型に大別される。

法第2条第6項においては、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査としている。また、法第9条又は第11条においては、行政機関の長は、基幹統計調査を新たに実施する場合又は変更若しくは中止する場合には、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、同委員会の意見を聴かなければならないとされている。

令和5年度（2023年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止について総務大臣が承認した件数は23件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは10件であった（表4、資料6及び7参照）。

表 4 基幹統計調査の承認件数等（令和 5 年度（2023 年度））

府省名	総務大臣の承認件数				うち統計委員会の 答申を経たもの	(参考) 所管する基幹 統計調査の数
	総数	(新規)	(変更)	(中止)		
総務省	3	1	2	0	3	13
財務省	1	0	1	0	0	2
文部科学省	2	0	2	0	2	4
厚生労働省	4	0	4	0	0	7
農林水産省	4	0	4	0	2	7
経済産業省	2	0	2	0	1	6
国土交通省	6	0	6	0	1	9
総務省・経済産業省	1	0	1	0	1	2
合計	23	1	22	0	10	50
(参考) 令和 4 年度 (2022年度)の実績	17	0	17	0	7	49

(注) 「総務大臣の承認件数（新規）」の 1 件は、新しく基幹統計として指定された「サービス産業動態統計」を作成するための統計調査（サービス産業動態統計調査）である。

③ (3) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条においては、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合（政令で定める軽微な変更を除く。）には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされており、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

令和 5 年度（2023年度）に、統計調査以外の方法による基幹統計に係る作成方法について総務大臣に通知が行われたものは、鉱工業指数及び国民経済計算の 2 件であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

④ (4) 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等

法第 2 条第 7 項においては、行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査としている。また、法第19条又は第21条においては、行政機関の長は、新たに一般統計調査を実施する場合又は変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、一般統計調査を中止する場合、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

令和 5 年度（2023年度）に、一般統計調査の実施又は変更について総務大臣が承認した件数は85件、中止について総務大臣に通知が行われた件数

は6件であった（表5、資料8及び9参照）。

なお、令和5年度（2023年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は210件となっている。

表5 一般統計調査の承認件数等（令和5年度（2023年度））

府省名	承認した一般統計調査の件数			中止した 一般統計調査の件数	(参考) 所管する 一般統計調査の数
	総数	新規の 申請	変更の 申請		
内閣官房	1	0	1	0	1
人事院	3	0	3	0	4
内閣府	4	3	1	0	16(1)
公正取引委員会	1(1)	1(1)	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	1
こども家庭庁	6	0	6	0	4
総務省	3	1	2	1	6
法務省	1	1	0	0	1
外務省	1	1	0	0	1
財務省	0	0	0	1	3(1)
文部科学省	6(1)	0	6(1)	0	19(2)
厚生労働省	33(2)	1(1)	32(1)	1	65(2)
農林水産省	13(1)	6(1)	7	0	35(2)
経済産業省	1	0	1	1	10(1)
国土交通省	11	1	10	2	40
環境省	3(1)	2(1)	1	0	8(1)
合計	85(3)	16(2)	69(1)	6	210(5)
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	89(2)	13	76(2)	5	205(4)

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「所管する一般統計調査の数」欄には、令和5年度（2023年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査を計上している。なお、各府省の産業連関構造調査はまとめて1調査としているため、合計欄にのみ計上し、各府省欄には計上されていない。

(注3) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

⑤ (5) 指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第1項においては、地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。令和5年度（2023年度）末現在で、47都道府県及び20指定都市）の長その他の執行機関が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和5年度（2023年度）に、指定地方公共団体の長その他の執行機関が統計調査の新規実施の届出を行った件数は163件、統計調査の変更の届出を行った件数は212件であった（表6、資料10及び11参照）。

表6 指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数

(令和5年度(2023年度))

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	116(3)	161(5)
指定都市	50(3)	58(8)
合計	163(3)	212(6)
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	209(3)	241(9)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数であり、届出件数の内数。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ1件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

⑥ (6) 指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。令和5年度(2023年度)末現在、日本銀行が該当する。)が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和5年度(2023年度)に、指定独立行政法人等が統計調査の新規実施又は変更の届出を行った件数は4件であった。

⑦ (7) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項に基づき、総務大臣は、公的統計の作成主体である行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者(当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。)の負担の軽減に資することを目的として、事業所母集団データベースを整備している。

行政機関等は、同条第2項第1号又は第2号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる」とされている。

令和5年度(2023年度)に、行政機関等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は257件であった(表7参照)。

表7 事業所母集団データベースの情報の利用状況

(令和5年度(2023年度))

提供先 府省等名	提供を受けた 件数	うち調査対象の抽出 目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	5	4	1	0
個人情報保護委員会	1	1	0	0

消費者庁	2	2	0	0
総務省	11	5	0	6
財務省	2	1	1	0
文部科学省	3	2	1	0
厚生労働省	22	20	1	1
農林水産省	6	6	0	0
経済産業省	8	6	0	2
国土交通省	6	5	0	1
環境省	1	1	0	0
都道府県	102	93	7	2
指定都市	17	16	0	1
都道府県及び指定都市 以外の地方公共団体	69	62	4	3
指定独立行政法人等	0	0	0	0
指定独立行政法人等以 外の独立行政法人等	1	1	0	0
合計	257	226	15	16
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	254	224	20	10

⑧ (8) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした調査について、①統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②統計調査及び統計調査には該当しない統計を作成するための調査（以下「意識調査等」という。）の実施後に調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる75件のうち74件（実施率98.7%）、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は、調査履歴登録の対象となる148件のうち148件（実施率100.0%）であった（表8参照）。

表8 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和5年度（2023年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
内閣府	5(1)	5(1)	100.0	7(1)	7(1)	100.0
消費者庁	1	1	100.0	1	1	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	4(1)	4(1)	100.0
文部科学省	2(1)	2(1)	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	28(1)	27(1)	96.4	42(1)	42(1)	100.0
農林水産省	13(1)	13(1)	100.0	34(2)	34(2)	100.0

経済産業省	6(1)	6(1)	100.0	18(2)	18(2)	100.0
国土交通省	12	12	100.0	24	24	100.0
環境省	0	0	100.0	2(1)	2(1)	100.0
合計	75(3)	74(3)	98.7	148(5)	148(5)	100.0
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	70(3)	69(3)	98.6	146(4)	146(4)	100.0

(注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、対象調査件数等の内数。
共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数等を単純合計しても、合計と一致しない。

2 公的統計の公表

⑨

(1) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項においては、行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が第一報（速報）の公表を行った基幹統計は、44件であった。

これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、調査計画の変更を経て、前回よりも公表が早期化された基幹統計は、統計調査により作成された39件のうち、2件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した基幹統計は2件あった（表9参照）。

表9 公表を行った基幹統計の件数等（令和5年度（2023年度））

府省名	総数	公表を行った基幹統計の件数			公表が早期化された件数	公表が遅延した件数
		統計の作成方法別の状況				
		統計調査により作成された件数		統計調査以外の方法により作成された件数		
		経常調査により作成された件数	周期調査等により作成された件数			
内閣府	1	0	0	1	0	0
総務省	9(1)	6(1)	2	1	0	0
財務省	2	2	0	0	0	0
文部科学省	3	2	1	0	0	0
厚生労働省	8	6	0	2	1	0
農林水産省	5	5	0	0	0	2
経済産業省	8(1)	7(1)	0	1	0	0
国土交通省	9	8	1	0	1	0
合計	44(1)	35(1)	4	5	2	2
(参考) 令和4年度 (2022年度)の 実績	42(1)	35(1)	2	5	1	1

(注1) 令和5年度（2023年度）に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った基幹統計の件数の内数。令和5年度の1件は経済構造統計であり、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った基幹統計の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査のことをいい、「周期調査等」とは、1年を超える周期（2年に1回、5年に1回など）又は1回限りで行われる統計調査のことをいう。

(注4) 本表でいう公表の「早期化」とは、調査計画における第一報の公表期日について、繰上げの変更が行われている場合をいう。

(注5) 本表でいう公表の「遅延」とは、実際に公表を行った時期について、予定していた公表時期から遅れのあった場合をいう。

⑩

(2) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネット

の利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は163件であった。これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、調査計画の変更を経て、前回よりも公表が早期化された一般統計調査は5件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した一般統計調査は16件あった（表10参照）。

表 10 公表を行った一般統計調査の件数等 （令和5年度（2023年度））

府省名	公表を行った一般統計調査の件数			公 表 が 早 期 化 さ れ た 件 数	公 表 が 遅 延 し た 件 数
	総数	経 常 調 査 に よ り 作 成 さ れ た 件 数	周 期 調 査 等 に よ り 作 成 さ れ た 件 数		
内閣官房	1	1	0	0	0
人事院	4	2	2	0	0
内閣府	13(1)	9(1)	4	1	1
公正取引委員会	1(1)	0	1(1)	0	0
こども家庭庁	2	1	1	0	0
総務省	7	5	2	1	0
財務省	3(1)	3(1)	0	0	0
文部科学省	12(2)	9(2)	3	0	3
厚生労働省	57(3)	35(2)	22(1)	3	9
農林水産省	28(2)	25(2)	3	0	2
経済産業省	13(1)	11(1)	2	0	0
国土交通省	23	18	5	0	1
環境省	5(1)	4(1)	1	0	0
合計	163(6)	118(5)	45(1)	5	16
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	176(4)	128(4)	48	3	16

（注1）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注2）本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査のことをいい、「周期調査等」とは、1年を超える周期（2年に1回、5年に1回など）又は1回限りで行われる統計調査のことをいう。

（注3）本表でいう公表の「早期化」とは、調査計画における第一報の公表期日について、繰上げの変更が行われている場合をいう。

（注4）本表でいう公表の「遅延」とは、実際に公表を行った時期について、予定していた公表時期から遅れのあった場合をいう。

3 統計情報の提供

⑪

(1) 政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報の提供状況

法第54条においては、総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとされている。

これを踏まえ、総務省を中心とした政府全体の取組として、行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現するためのポータルサイトである「政府統計の総合窓口(e-Stat)」(<https://www.e-stat.go.jp/>)を運営している(資料12及び13参照)。

行政機関が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類、調査計画等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

令和5年度(2023年度)現在において、e-Statには721件の統計が登録されており、約97.3万件の統計表が提供されている。また、令和5年度(2023年度)には約3,487万件のアクセスがあった(クローラーによるアクセス^(注)を除く。)(表11参照)。

(注) 検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表11 e-Statの統計表アクセス件数(令和5年度(2023年度))

府省名	府省の統計表に対するアクセス件数
内閣官房	32,852
人事院	61,614
内閣府	1,030,180
総務省	9,412,718
法務省	850,437
外務省	22,741
財務省	1,529,848
文部科学省	2,116,786
厚生労働省	6,825,765
農林水産省	8,931,658
経済産業省	673,411
国土交通省	3,207,575
環境省	158,887
防衛省	13,837
合計	34,868,309
(参考) 令和4年度(2022年度)の実績	40,218,670

(注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもののほか、業務統計(行政記録情報等を用いて定期的に作成されている統計)や加工統計(他の統計を加工することによって作成される統計)の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

(参考) 表12 アクセス件数の多い政府統計（令和5年度（2023年度））

府省名	統計名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	2,165,040
総務省	国勢調査	2,090,603
国土交通省	建築着工統計調査	1,620,771
農林水産省	作物統計調査	1,607,567
財務省	普通貿易統計	1,391,199
農林水産省	農林業センサス	1,363,327
文部科学省	学校基本調査	1,094,870
総務省	消費者物価指数	965,281
農林水産省	農業経営統計調査	959,654
総務省	家計調査	946,073

⑫

(2) 統計調査結果等のe-Statへの登録状況

第IV期基本計画では、これまでも推進してきた統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、行政機関が作成した公的統計については、原則として、e-Statへ登録されている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が公表を行った基幹統計44件のうち、e-Statへ登録されているものは44件、公表を行った一般統計調査の結果163件のうち、e-Statへ登録されているものは161件、公表を行った加工統計29件のうち、e-Statへ登録されているものは29件であった（表13参照）。

表13 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況

(令和5年度（2023年度）)

府省名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数
内閣官房	0	0	1	1	0	0
人事院	0	0	4	4	0	0
内閣府	1	1	13(1)	13(1)	1	1
公正取引委員会	0	0	1(1)	1(1)	0	0
こども家庭庁	0	0	2	2	0	0
総務省	9(1)	9(1)	7	6	4	4
財務省	2	2	3(1)	3(1)	0	0
文部科学省	3	3	12(2)	12(2)	0	0
厚生労働省	8	8	57(3)	57(3)	2	2

農林水産省	5	5	28(2)	27(2)	11	11
経済産業省	8(1)	8(1)	13(1)	13(1)	6	6
国土交通省	9	9	23	23	5	5
環境省	0	0	5(1)	5(1)	0	0
合計	44(1)	44(1)	163(6)	161(6)	29	29
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	42(1)	42(1)	176(4)	172(4)	27	27

(注1) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

また、e-Statの利便性や検索機能の向上のため、登録された基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計について、調査の概要等の統計を利用する際に必要な情報の登録を推進しており、その登録状況は以下のとおりであった（表14～16参照）。

表14 基幹統計 調査の概要等のe-Statへの登録状況（令和5年度（2023年度））

府省名	基幹統計				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 登録件数
内閣官房	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0
総務省	9(1)	9(1)	2(1)	4	0
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	3	3	1	0	0
厚生労働省	8	8	4	2	2
農林水産省	5	5	0	4	4
経済産業省	8(1)	8(1)	3(1)	4	2
国土交通省	9	9	7	6	5
環境省	0	0	0	0	0
合計	44(1)	44(1)	16(1)	21	13
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	42(1)	42(1)	14(1)	20	12

(注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管

調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 「調査の概要(統計の概要)」とは、統計の目的、作成周期、作成方法など、当該統計を利用するに当たって参考となる補足情報(メタデータ)を説明したもののことをいう。

(注4) 「分類項目」とは、集計の際に用いる分類(産業や職業等)や区分(年齢階級・従業者規模等)、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。

(注5) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。

表15 一般統計調査の結果 調査の概要等のe-Statへの登録状況

(令和5年度(2023年度))

府省名	一般統計調査の結果				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 登録件数
内閣官房	1	1	0	0	0
人事院	4	4	0	0	0
内閣府	13(1)	13(1)	4	4	0
公正取引委員会	1(1)	0	0	0	0
こども家庭庁	2	1	0	0	0
総務省	6	4	0	2	0
財務省	3(1)	3(1)	0	0	0
文部科学省	12(2)	12(2)	3	2(2)	0
厚生労働省	57(3)	56(2)	12	13(2)	4
農林水産省	27(2)	27(2)	0	13	12
経済産業省	13(1)	11(1)	4	2	2
国土交通省	23	21	6	10	6
環境省	5(1)	5(1)	2	1	1
合計	161(6)	153(5)	31	45(2)	25
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	172(4)	163(4)	23	51(2)	31

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「調査の概要(統計の概要)」とは、統計の目的、作成周期、作成方法など、当該統計を利用するに当たって参考となる補足情報(メタデータ)を説明したもののことをいう。

(注3) 「分類項目」とは、集計の際に用いる分類(産業や職業等)や区分(年齢階級・従業者規模等)、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。

(注4) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。

表16 加工統計 調査の概要等のe-Statへの登録状況（令和5年度（2023年度））

府省名	加工統計				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 （統計の概要）」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 登録件数
内閣官房	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0
総務省	4	4	0	1	1
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	2	1	0	0
農林水産省	11	8	0	2	1
経済産業省	6	6	0	0	0
国土交通省	5	5	4	2	2
環境省	0	0	0	0	0
合計	29	26	5	5	4
（参考） 令和4年度 （2022年度）の実績	27	24	5	5	4

（注1）本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

（注2）「調査の概要（統計の概要）」とは、統計の目的、作成周期、作成方法など、当該統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したもののことをいう。

（注3）「分類項目」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。

（注4）「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。

4 調査票情報等の利用及び提供

統計調査によって集められた情報である調査票情報（法第2条第11項）は、統計調査に対する国民の信頼を確保するため、法第40条の規定により、統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いる目的以外には、原則として、利用又は提供してはならないこととされている。ただし、法又は条例に特別の定めがある場合には目的外の利用又は提供を認めており、法では、「特別な定め」に該当する規定として、統計目的で調査票情報を二次的に活用することを可能とするため、法第32条から法第36条までの規定が置かれている。

⑬

（１）調査票情報の二次利用

法第32条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は671件であった（表17、資料14及び17参照）。

表17 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用件数
（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	統計調査その他の統計を作 成するための調査に係る名 簿を作成する場合
内閣官房	1	1	0
総務省	43(5)	42(5)	1
財務省	6	5	1
文部科学省	120	98	22
厚生労働省	145	139	6
農林水産省	97	89	8
経済産業省	104	96	8
国土交通省	145	142	3
環境省	7	7	0
日本銀行	3	3	0
合計	671(5)	622(5)	49(0)
(参考) 令和4年度（2022 年度）の実績	629	593	36

（注1）令和5年度（2023年度）に利用を開始したもの数（利用目的ごとに計上）であり、令和4年度（2022年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

（注2）（ ）内の数値はオンライン施設において調査票情報の二次利用を行った件数である。

⑭

（２）調査票情報の提供

法第33条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

- ・ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が、統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1項第1号）
 - ・ 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第1項第2号）
- に、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる」とされている。

後者の場合について、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条においては、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が、その実施に要する費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第2号）
- ・ 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等（規則第11条第1項第3号）

であって、規則第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものが規定されている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,339件であった。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は352件であった（表18、資料15及び17参照）。

表18 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供件数
（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条第1項第1号該当件数 （公的機関等への提供）			法第33条第1項第2号該当件数 〔公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供〕			
		統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合		公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関等が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供
内閣官房	2	2	0	2 (2)	0	2 (2)	0

内閣府	2	2	0	5	0	5	0
こども家庭庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	214 (10)	210 (10)	4	52 (16)	3 (1)	49 (15)	0
財務省	11	10	1	4 (1)	0	4 (1)	0
文部科学省	173	172	1	18	0	16	2
厚生労働省	989	978	11	150 (8)	12	137 (8)	1
農林水産省	57	54	3	16	1	14	1
経済産業省	651 (4)	598 (4)	53	53 (6)	1 (1)	52 (5)	0
国土交通省	229	228	1	47	3	17	27
環境省	10	10	0	5 (1)	1	4 (1)	0
合計	2, 339 (14)	2, 265 (14)	74 (0)	352 (34)	21 (2)	300 (32)	31 (0)
(参考) 令和4年度(2022年度)の実績	2, 206	2, 151	55	284	26	239	19

(注1) 令和5年度(2023年度)に利用を開始したもの数(利用目的ごとに計上)であり、令和4年度(2022年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

(注2) () 内の数値はオンライン施設において調査票情報を提供した件数である。

また、法第33条の2第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、上述の法第33条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができるとされている。

行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第19条においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第19条第1項第1号）
- ・ 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第19条第1項第2号）

が規定されている。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団

- 法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業（(3)において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助（公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。）する調査研究に係る統計の作成等
- (4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等
- が規定されている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、規則第19条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は9件であった（表19、資料16及び17参照）。

表19 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供件数
（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条の2第1項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合 （規則第19条第1項第1号）					高等教育の発展に 資すると認められ る場合 （規則第19条第1 項第2号）
	大学等若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究又はこれらの者が委託若しくは共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	大学等、公益社団法人又は公益財団法人が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等を行う者への提供		
こども家庭庁	1(1)	0	1(1)	0	0	0
総務省	4(4)	0	3(3)	1(1)	0	0
財務省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
厚生労働省	2(2)	2(2)	0	0	0	0
経済産業省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
合計	9(9)	2(2)	6(6)	1(1)	0(0)	0(0)
(参考) 令和4年度（2022年度）の実績	11	0	10	1	0	0

- (注1) 令和5年度(2023年度)に利用を開始したもの数(利用目的ごとに計上)であり、令和4年度(2022年度)以前から継続して利用しているものは含まない。
- (注2) ()内の数値はオンサイト施設において調査票情報を提供した件数である。

(参考) 調査票情報の提供に関する審査状況の概要

基本計画や規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)等を踏まえ、調査票情報の提供に係る審査の標準化及び効率化を図るため、令和5年度(2023年度)には「調査票情報の提供に関するガイドライン」(平成20年12月24日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を改正・施行(令和6年1月26日)し、審査の趣旨及び実施方法を明確化するとともに、利用申出様式の統一を行った。

こうした取組により、調査票情報の提供に関する審査状況の概要は、以下のとおりとなっている。

表 調査票情報の提供件数及び平均審査日数

(令和6年(2024年)3月～5月)

統計調査所管 府省等名	提供件数	平均審査日数
こども家庭庁	1	9.0
総務省	24	4.6
財務省	2	9.5
文部科学省	5	13.0
厚生労働省	12	14.8
農林水産省	2	10.0
経済産業省	39	9.4
国土交通省	12	18.2
環境省	1	20.0
計	98	10.3

(注) 令和6年(2024年)3月1日以降に事前相談を開始し、同年5月31日までに調査票情報の提供を行った件数等を表している。

⑮

(3) オーダーメイド集計の実施

法第34条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うこと(以下「オーダーメイド集計」という。)ができるとされている。

上述の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第27条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第27条第1項

第1号)

- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第2号）
 - ・ デジタル社会形成基本法第38条第2項第13号^(注)に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第27条第1項第3号）
- が規定されている。

令和5年度（2023年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は31調査（417年次分）であった（資料18参照）。これらのうち、18調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計の結果を提供している。

令和5年度（2023年度）のオーダーメイド集計の提供件数は21件であった（表20及び資料19参照）。

(注) デジタル社会形成基本法に基づく特定公共分野は、従前、同法第37条第2項第13号により規定されていたが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が令和5年6月16日に施行されたことを受け、現行ではデジタル社会形成基本法第38条第2項第13号に規定されている。以下同じ。

表20 オーダーメイド集計の結果の提供件数（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメ ード集計の 結果の提供 件数	学術研究の発 展に資すると 認められる統 計の作成等	教育の発展に 資すると認め られる統計の 作成等	デジタル社会 形成基本法第 38条第2項第 13号に規定す る特定公共分 野に係る統計 の作成等	(参考) 統計調査ごと に計上した場 合の提供件数
内閣府	1	0	0	1	1
総務省	7	6	0	1	8
厚生労働省	3	3	0	0	3
農林水産省	2	2	0	0	2
国土交通省	7	1	1	5	7
環境省	1	1	0	0	1
合計	21	13	1	7	22
(参考) 令和4年度（2022 年度）の実績	21	15	0	6	21

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

⑩

(4) 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができるとしており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

また、法第36条第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人

等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、法第35条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる」とされている。

上述の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第35条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第1号）
- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第2号）
- ・ 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第3号）
- ・ デジタル社会形成基本法第38条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第35条第1項第4号）

が規定されている。

令和5年度（2023年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等が匿名データの提供を行っている統計調査は8調査（73年次分）であった（資料18参照）。これらのうち、7調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和5年度（2023年度）の匿名データの提供件数は39件であった（表21及び資料19参照）。

表21 匿名データの提供件数（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	匿名データ の提供 件数	学術研究 の発展に 資すると 認められ る統計の 作成等	教育の発 展に資す ると認め られる統 計の作成 等	国際社会 における 我が国の 利益の増 進等に資 すると認 められる 統計の作 成等	デジタル 社会形成 基本法第 38条第2 項第13号 に規定す る特定公 共分野に 係る統計 の作成等	(参考) 統計調査 ごとに 計上した 場合の 提供件数
総務省	29	24	5	0	0	33
厚生労働省	10	5	5	0	0	10
合計	39	29	10	0	0	43
(参考) 令和4年度（2022年度） の実績	46	42	4	0	0	52

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

（５）調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないとされており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第1項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和5年度（2023年度）には、過失により調査関係書類を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

5 PDCAサイクルの確立

⑱

(1) PDCAサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況

自立的・主体的なPDCAサイクルを確立し、公的統計の品質確保・向上を図るため、各府省は、「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ（令和5年7月28日改定））に基づき、所管する統計調査を対象として、実施計画を定めて計画的に点検・評価を実施し、その結果を活用した改善に取り組んでいる。

上記ガイドラインでは、各府省における点検・評価の実施について、その対象を基幹統計調査及び一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査は除くこととしている。また、点検・評価の実施頻度については、

- ・ 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び2年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に点検・評価を実施することを基本とし、そのうち、特定一般統計調査（重要・広範に利活用され、その品質が重要政策や多くのユーザー等に影響するもの）以外の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で5年ごととするなど）ことができること
- ・ 3年以上の周期の調査については、当該周期の都度（3年周期であれば3年に1度）、点検・評価を実施することを基本とすること
- ・ 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とすること

などが定められている。

各府省の点検・評価の実施状況については、対象となる統計調査数が合計301（基幹統計調査52、一般統計調査249）であるのに対し、令和5年度（2023年度）に各府省が実施した件数は合計76件（基幹統計調査が13件、一般統計調査が63件）、点検・評価の取組が施行された令和2年（2020年）10月から令和5年度（2023年度）末までに各府省が実施した点検・評価の延べ件数は合計316件（基幹統計調査が64件、一般統計調査が252件）となるなど、府省によってやや差異はあるものの、全体として着実に取組が進められており、対象となる統計調査においておおむね一巡するペースで実施されている（表22及び資料20参照）。

表22 点検・評価の実施件数

府省等名	点検・評価実施対象の 統計調査数（注1）		点検・評価実施件数 （令和5年度（2023年度））			点検・評価実施件数 （令和2年度（2020年度）～ 令和5年度（2023年度））		
	基幹統 計調査	一般統 計調査	基幹統 計調査	一般統 計調査		基幹統 計調査	一般統 計調査	
内閣官房	1	－	1	－	1	1	－	1

人事院	4	－	4	3	－	3	3	－	3
内閣府	13	－	13	4	－	4	21	－	21
総務省	24	15	9	0	0	0	22	13	9
財務省	7	2	5	1	0	1	6	2	4
文部科学省	22	4	18	4	1	3	22	4	18
厚生労働省	87	7	80	20	3	17	56	11	45
農林水産省	40	7	33	18	3	15	92	15	77
経済産業省	23	8	15	6	1	5	27	8	19
国土交通省	63	9	54	18	5	13	60	11	49
環境省	6	－	6	1	－	1	6	－	6
その他 ^(注2)	11	－	11	0	－	0	0	－	0
合計	301	52	249	76	13	63	316	64	252

(注1) 複数府省が共管している統計調査については、重複計上している。

(注2) 「その他」の内訳は、個人情報保護委員会が1、消費者庁が1、こども家庭庁が9である。

また、点検・評価の結果を踏まえて業務マニュアルの整備・改善や品質表示の充実に取り組むなど、点検・評価を通じた改善の事例も見られる。

総務省は、各府省における点検・評価の取組状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、点検・評価を通じた改善の事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている（資料21参照）。

⑱ (2) 統計作成プロセス診断の実施状況

総務省で任用する専門家等（統計監理官）による統計作成プロセス診断については、基本計画の中で、各府省において点検・評価が実施される際に、これと併せて、「全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う」こととされている。

令和5年度（2023年度）においては、診断の実施方法などを定めた統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び診断の基準となる要求事項について、統計委員会（統計作成プロセス部会・要求事項等検討タスクフォース）での審議・了承を経て、令和5年（2023年）7月28日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、これを受けて、年度後半から診断の本格実施に着手した。

令和5年度（2023年度）においては、4つの基幹統計調査（うち1つは2省の共管）を対象に診断が行われ、それぞれ統計監理官による確認を経て、助言等が取りまとめられた（資料22参照）。

総務省は、統計作成プロセス診断の実施状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、助言等の内容や診断を通じて把握された好事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている（資料23参照）。

6 統計リソースの確保・人材育成

②0

(1) 統計職員の配置状況

令和5年度（2023年度）における統計職員数は1,986人となっている。

また、統計調査により作成する基幹統計（47統計^(注)）及び統計調査以外の方法により作成する基幹統計（6統計）の作成に従事する本府省の職員数は延べ894人となっている（表23及び24参照）。

(注) 本項においては、統計調査により作成する基幹統計（47統計）について、令和6年1月に基幹統計に指定されたサービス産業動態統計を除いている。

表23 統計調査により作成する基幹統計（47統計）別人員・体制
(令和5年度（2023年度）)

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量を あん分した 実員相当数	実員	従事する職員の人数（実員）			
				統計業務経験			
				10年以上	5年以上～ 10年未満	2年以上～ 5年未満	2年未満
総務省	国勢統計	20.0	20	8	7	1	4
	住宅・土地統計	9.0	9	4	4	0	1
	労働力統計	16.0	16	6	5	2	3
	小売物価統計	43.0	43	24	12	4	3
	家計統計	14.5	15	6	4	1	4
	個人企業経済統計	4.0	4	0	2	0	2
	科学技術研究統計	4.0	4	1	2	0	1
	地方公務員給与実態統計	2.0	3	0	0	2	1
	就業構造基本統計	8.0	8	1	2	4	1
	全国家計構造統計	6.0	6	3	2	0	1
	社会生活基本統計	6.0	6	0	5	1	0
総務省 (経産省共管)	経済構造統計（経済センサス - 基礎調査）	12.0	14	7	3	2	2
	経済構造統計（経済センサス - 活動調査）	19.5	20	10	1	5	4
財務省	経済構造統計（経済構造実態調査）	20.5	23	13	2	8	0
	法人企業統計	4.0	4	0	0	1	3
文部科学省	民間給与実態統計	4.3	6	0	1	1	4
	学校基本統計	3.6	6	1	1	0	4
厚生労働省	学校保健統計	1.2	5	0	1	1	3
	学校教員統計	1.2	5	0	1	1	3
農林水産省	社会教育統計	1.2	5	0	1	1	3
	人口動態統計	32.5	45	28	4	4	9
経済産業省	毎月勤労統計	14.7	22	8	4	2	8
	薬事工業生産動態統計	2.3	3	0	0	1	2
農林水産省	医療施設統計	3.8	7	3	0	1	3
	患者統計	4.5	9	5	0	0	4
農林水産省	賃金構造基本統計	9.9	16	7	1	1	7
	国民生活基礎統計	11.1	14	7	1	2	4
農林水産省	農林業構造統計	16.9	42	29	3	3	7
	牛乳乳製品統計	3.2	29	21	2	2	4
農林水産省	作物統計	23.4	51	35	2	7	7
	海面漁業生産統計	3.4	29	21	2	3	3
農林水産省	漁業構造統計	5.9	31	22	2	4	3
	木材統計	3.4	29	21	2	2	4
農林水産省	農業経営統計	24.4	51	36	2	9	4
	経済産業省生産動態統計	24.2	40	28	5	4	3
農林水産省	ガス事業生産動態統計	1.2	3	0	0	0	3
	石油製品需給動態統計	1.0	2	0	0	2	0
農林水産省	商業動態統計	7.7	23	12	2	4	5
	経済産業省特定業種石油等消費統計	3.7	19	12	2	2	3
農林水産省	経済産業省企業活動基本統計	4.7	20	13	1	3	3

国土交通省	港湾統計	3.1	4	1	1	0	2
	造船造機統計	1.0	4	1	2	0	1
	建築着工統計（建築物着工統計調査/住宅着工統計調査）	1.6	3	0	0	0	3
	建築着工統計（建築工事費調査）	0.6	3	0	0	0	3
	鉄道車両等生産動態統計	1.2	3	1	1	0	1
	建設工事統計（建設工事受注動態統計調査）	1.4	3	0	0	1	2
	建設工事統計（大手50社調査）	0.5	2	0	0	1	1
	建設工事統計（建設工事施工統計調査）	1.4	3	0	0	1	2
	船員労働統計	1.0	4	1	2	0	1
	自動車輸送統計	5.1	6	1	1	1	3
	内航船舶輸送統計	1.1	4	1	2	0	1
	法人土地・建物基本統計	2.1	3	1	0	0	2
合計			749	399	100	95	155

（注1）経済構造統計については「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」及び「経済構造実態調査」の3つに、建築着工統計については「建築物着工統計調査/住宅着工統計調査」及び「建築工事費調査」の2つに、建設工事統計については「建設工事受注動態統計調査」、「大手50社調査」及び「建設工事施工統計調査」の3つに区分して職員数を整理している。

（注2）「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。

（注3）「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。

（注4）「従事する職員の人数（実員）」は、上記注3のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。

（注5）「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

表24 統計調査以外の方法により作成する基幹統計（6統計）別人員・体制
（令和5年度（2023年度））

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量をあん分した実員相当数	実員	従事する職員の人数（実員）			
				統計業務経験			
				10年以上	5年以上～10年未満	2年以上～5年未満	2年未満
内閣府	国民経済計算	56.0	56	15	6	19	16
総務省	人口推計	3.5	4	3	0	0	1
総務省（10府省共管）	産業連関表	27.3	48	13	5	6	24
厚生労働省	生命表	2.0	12	4	2	1	5
	社会保障費用統計	2.3	4	2	0	0	2
経済産業省	鉱工業指数	5.5	21	14	1	3	3
合計			145	51	14	29	51

（注1）「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。

（注2）「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。

（注3）「従事する職員の人数（実員）」は、上記注2のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。

（注4）「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

統計委員会による「令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和5年5月30日付け統計委第6号。以下「リソース建議」という。）において、統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき

とされている取組に関する令和6年度（2024年度）の歳出予算は、約37億円となっている（表25及び資料24参照）。

また、機構・定員については、総務省において経済統計の品質向上・デジタル化・体系的整備を推進するための体制整備（企画官の新設）等が行われているほか、各府省の定員は新規増16人、振替72人となっている（表26参照）。

なお、リソース建議に掲げられた取組については、令和5年度（2023年度）補正予算にも計上されており、約12億円となっている。

表25 リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（予算）

（単位：千円）

府省名	合計	リソース建議の重点分野項目								
		(1) 第IV期基本計画の推進				(2) 業務の集中的な見直しの実施			(3) 国際的な動向の把握と連携・協調の確保	
		①社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上	②品質の高い統計作成のための基盤整備	③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成		①公的統計のDX推進	②調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備	③業務改革、働き方改革の推進		
内閣府	193,293	193,293	193,293	127,828	0	0	0	0	0	127,828
総務省	763,403	741,087	478,866	241,517	278,000	150,964	150,103	128,648	861	128,648
文部科学省	86,306	86,306	0	68,571	17,735	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,644,134	1,644,134	109,188	1,534,946	0	54,146	0	0	54,146	0
農林水産省	712,368	155,157	0	65,157	90,000	557,211	557,211	0	0	0
経済産業省	130,015	130,015	0	130,015	0	130,015	130,015	0	0	0
国土交通省	209,829	34,359	28,756	5,603	15,917	191,387	15,917	0	175,470	0
合計	3,739,348	2,984,351	810,103	2,173,637	401,652	1,083,723	853,246	128,648	230,477	256,476

（注1）複数の項目に該当するものがあるため、各府省の各項目の合計は、「合計」欄の額に一致しない。

（注2）個別の事業費からリソース建議の取組に係る予算を切り出せない場合もあり、予算額には事業費の総額をそのまま計上したものが含まれている。

（注3）デジタル庁が一括計上する統計関係システムに関する経費については、当該システムに係る統計調査等を所管する府省の予算額に含まれている。

（注4）事務処理経費で実施される統計事業、職員の人件費、独立行政法人運営費交付金等は含まれていない。

表26 リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（定員）

（単位：人）

府省名	合計	リソース建議の重点分野項目								
		(1) 第IV期基本計画の推進				(2) 業務の集中的な見直しの実施			(3) 国際的な動向の把握と連携・協調の確保	
		①社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上	②品質の高い統計作成のための基盤整備	③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成		①公的統計のDX推進	②調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備	③業務改革、働き方改革の推進		
人事院	(1)	(1)			(1)	(1)			(1)	

内閣府	1	1	1							
警察庁	(2)	(2)		(2)						
総務省	14	13	3		10	9	1	8		1
厚生労働省	¹ (5)					¹ (5)	¹ (5)			
農林水産省	(63)	(63)		(63)	(63)					
環境省	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)		
合計	¹⁶ (72)	¹⁴ (67)	4	(66)	¹⁰ (65)	¹⁰ (7)	² (5)	⁸ (1)	(1)	1

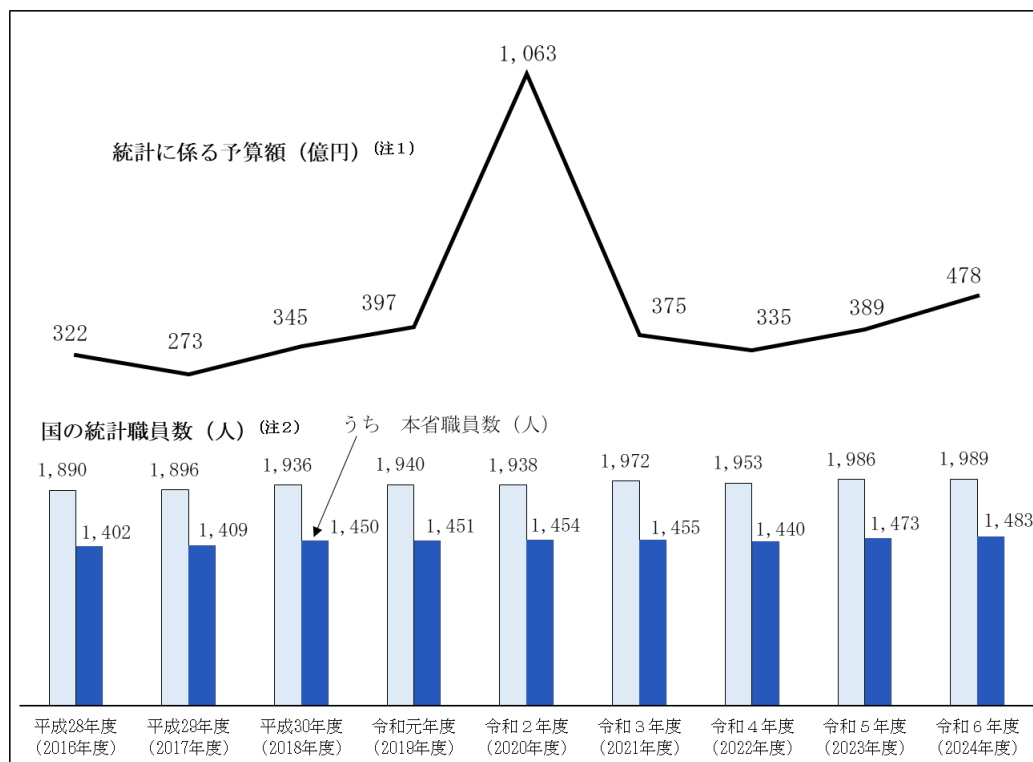
(注1) 振替による増員人数は () 書きとした。

(注2) 複数の項目に該当するものがあるため、各府省の各項目の合計は、「合計」欄の人数に一致しない。

(参考) 統計に係る予算の総額及び国の統計職員数

リソース建議以外も含めた統計に係る予算の総額や、国の統計職員数については、統計調査の実施周期などの影響もあり、単年度ごとの増減に関する評価は困難なものではあるが、図2のとおりとなっている。

図2 統計に係る予算額及び国の統計職員数の推移



(注1) 同年度の補正予算額は含まない。令和2年度(2020年度)予算には、国勢調査実施経費(721億円)を含む。

(注2) 毎年4月1日時点において国の統計機構に所属する職員の現在員数。

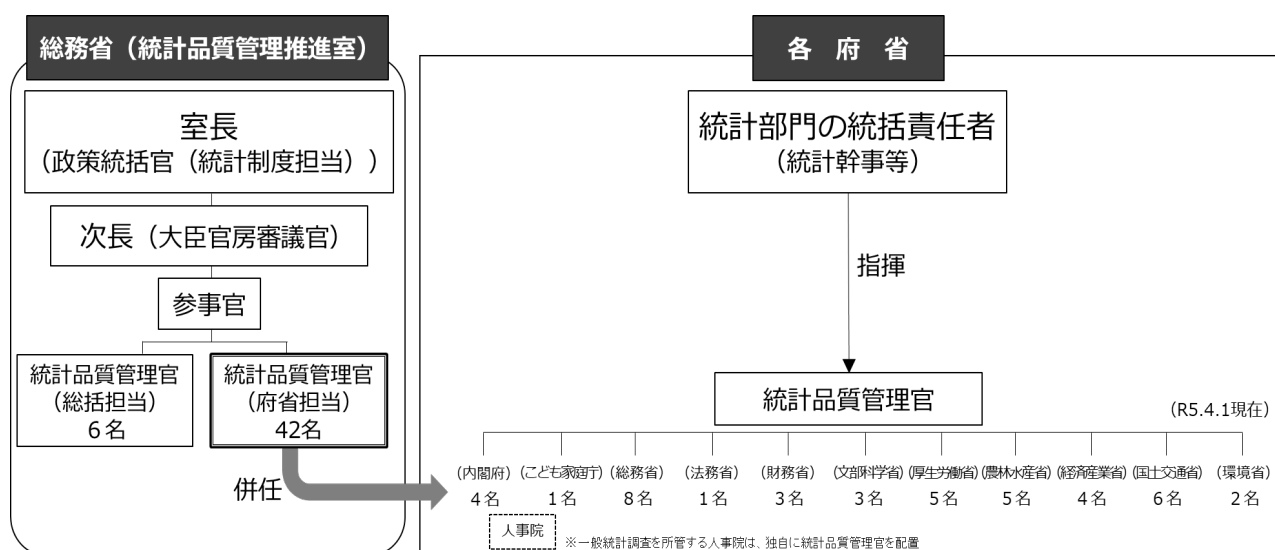
②1

(2) 統計品質管理官の配置状況

令和4年(2022年)8月の統計委員会建議(「公的統計の総合的な品質向上に向けて」)を踏まえ、第IV期基本計画では、統計の品質管理体制を充実するため、これまでの「統計分析審査官」の体制を大幅に見直し、公

表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となる「統計品質管理官」を新設することとされている。これを踏まえ、令和5年（2023年）4月に総務省及び各府省に統計品質管理官（48名）を配置した。この統計品質管理官は、中央統計機構の支援機能との連携等を図りつつ、統計の品質確保・向上に関する取組を政府一体として推進していくため、総務省の統計品質管理推進室（室長：総務省政策統括官（統計制度担当））の職員となり、また、各府省に併任で配置されて、統計の総括責任者（統計幹事等）を補佐し、その指揮の下で、各府省における統計の品質管理に関する取組に従事している（図3参照）。

図3 統計品質管理官体制図（令和5年度（2023年度））



② (3) 誤り発見ルールに沿った対応状況

各府省における公表数値等の誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和2年6月17日付け内閣官房統計改革推進室）において示されたひな型を踏まえ、各府省において対応ルールが策定され、これに沿った対応が行われてきた。各府省からの誤りの報告件数については、各府省において対応ルールが策定された令和2年度においては18件であったが、その後、同ルールについて各府省内での浸透が進んだ結果、令和4年度（2022年度）は131件となった（表27参照）。

その後、令和5年（2023年）4月に関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年7月に総務省から新たに「各府省における公表数値等の誤り発生に備えた情報の保存及び誤り発見後の対応等について」（令和5年7月28日付け総務省統計品質管理推進室）を提示し、各府省において対応ルールの改定、職員への周知等が行われている。

当該対応ルールに基づき、統計品質管理官（総括担当）が令和５年度（2023年度）に各府省から報告を受けた誤りは、８府省から121件（基幹統計：６府省57件、一般統計調査：７府省64件）であり、「実施・作成者」が誤りの主体となっているものは約７割、「報告者」が誤りの主体となっているものは約３割となっている（表28参照）。

表27 誤り報告件数（年度別）

報告年度	報告件数
令和２年度（2020年度）	18
令和３年度（2021年度）	46
令和４年度（2022年度）	131
令和５年度（2023年度）	121

（注）令和２年度（2020年度）の報告件数については、各府省において対応ルールが策定された同年９月以降の報告件数を整理。

表28 誤り報告件数（誤りの主体別）（令和５年度（2023年度））

統計の種類	誤りの主体		
	実施・作成者		報告者
	担当府省	受託等機関	
基幹統計	29(1)	10(1)	22
一般統計	38(3)	14(3)	19
合計	67(4)	24(4)	41

（注１）１件の報告の中で複数の誤りの主体について報告されているものがあるため、合計は121件とならない。

（注２）（ ）は、１件の報告の中で、担当府省と受託等機関の両方が誤りの主体となっている事例数（内数）。

また、121件の誤りの原因をみると、実施・作成者が誤りの主体となっているもの（87件）のうちでは、①手集計で集計する際に、誤って一部の項目を除いた数値を集計、②公表資料として作成した図やグラフにおける数値の記載漏れなど、「手作業による誤り」が約７割、また、報告者が誤りの主体となっているもの（41件）のうちでは、③調査客体が基となる資料から調査票に転記する際に、数値、桁数の入力を誤って記載、④調査客体が作成している業務報告書の情報を報告したが、業務報告書の記載がそもそも誤っていたなど、「記入漏れ、記載ミス等による報告誤り」が約６割となっている（表29参照）。

表29 誤り報告件数（誤りの原因別）（令和5年度（2023年度））

統計の種類	誤りの原因				
	実施・作成者		報告者		
	手作業による誤り	プログラム等の改修漏れ、不具合	調査定義等の誤認による誤報告	記入漏れ、記載ミス等による報告誤り	報告の漏れ・遅延
基幹統計	28	11	5	11	12
一般統計	32	21	4	15	0
合計	60	32	9	26	12

（注）1件の報告の中で、複数の誤りの原因について報告されているものがあるため、合計は121件とらない。

②③

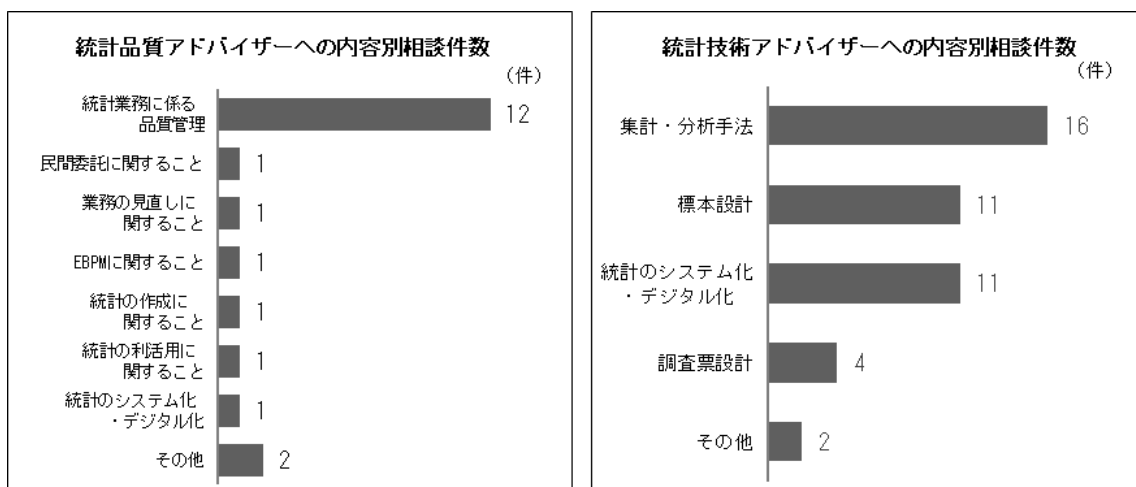
（４）技術的アドバイザーの確保、活用状況

令和4年（2022年）8月の統計委員会建議（「公的統計の総合的な品質向上に向けて」）を踏まえ、第Ⅳ期基本計画では、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保することとされている。これを踏まえ、総務省統計研究研修所では、令和5年度（2023年度）から、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び技術アドバイザーとして任用しており、各府省においてアドバイザーの知見を活用したい案件が発生した際には、適宜アドバイザーへの相談が行われている。

令和5年度（2023年度）においては、6府省等で統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーが活用されており、相談件数は延べ48件となっている（図4参照）。

図4 統計品質／技術アドバイザーの活用状況

（令和5年度（2023年度））



（注）1件の相談で複数の内容について相談している場合があるため、アドバイザーへの内容別相談件数の合計は48件とらない。

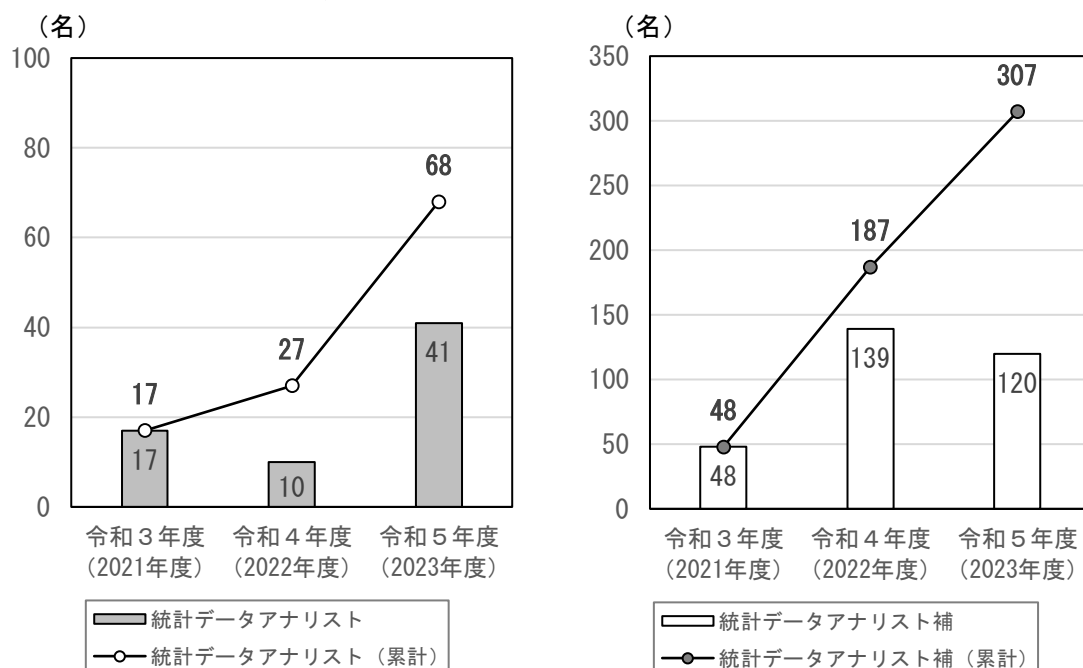
②④

（５）統計データアナリスト等の認定状況

令和元年（2019年）12月に統計改革推進会議統計行政新生部会が示した「統計行政の新生に向けて」及び令和2年（2020年）6月に変更された第Ⅲ期基本計画において、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の確保・育成等を図ることが求められた。これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）では関係規程を定め、令和3年度（2021年度）から、統計データアナリスト等の認定を行っている。

統計データアナリスト等の認定者数については、認定を開始した令和3年度（2021年度）末時点では延べ65名であったが、認定資格の周知や、認定要件である総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講推奨を継続的行った結果、令和5年度（2023年度）末時点において、累計で統計データアナリストは68名、統計データアナリスト補は307名が認定されている（図5参照）。

図5 統計データアナリスト等の認定状況の推移



（注）認定数には、独立行政法人統計センター職員の人数を含む。

②⑤

（６）各種研修の充実・実施の状況

総務省統計研究研修所では、統計作成の中核を担う統計人材の育成及び統計を政策の立案等に活用するための統計リテラシー向上を目的として研修を実施している。

また、品質の高い統計の作成のための基盤整備として、専門性の高い人材の育成等に資するため、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる政府機関の統計業務資格保有者として、統計データアナリ

スト等の確保・育成・配置の加速に取り組んでおり、総務省統計研究研修所が実施している当該資格認定に必要な業務レベル別研修についてみると、令和5年度（2023年度）においては延べ約2千5百人が研修を修了している。このほか、総務省統計研究研修所では、分野別研修を実施しており、また、各府省においても、府省内職員を対象とした独自の統計研修が実施されるなど、政府全体で統計人材の育成が図られている（資料25参照）。

②⑥ （7）府省の統計部局間の人的交流の状況

第IV期基本計画では、「各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する」こととされている。

令和5年度（2023年度）における府省の統計部局間の人事交流の状況をみると、8府省において計40名の人事交流が行われている（資料25参照）。

7 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減

②7

(1) オンライン調査の推進状況

ア オンライン調査の導入状況

令和5年（2023年）12月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査として各府省から報告があったものは238件となっており、導入率は90.5%となっている（表30参照）。

表30 オンライン調査の導入状況（令和5年（2023年）12月末現在）

府省名	統計調査数 (令和5年（2023年） 12月末現在)		
		オンライン調査 導入統計調査数	オンライン調査 導入率（%）
内閣官房	1	1	100.0
人事院	4	4	100.0
内閣府	13(1)	12(1)	92.3
公正取引委員会	1(1)	1(1)	100.0
こども家庭庁	7	4	57.1
総務省	21(3)	21(3)	100.0
財務省	7(2)	7(2)	100.0
文部科学省	23(2)	22(2)	95.7
厚生労働省	82(4)	67(4)	81.7
農林水産省	38(3)	38(3)	100.0
経済産業省	21(4)	21(4)	100.0
国土交通省	51(1)	47(1)	92.2
環境省	7(1)	6(1)	85.7
合計	263(9)	238(9)	90.5

（注1）統計調査数は、令和5年（2023年）12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（5年に1度の周期調査等を含む。）。なお、令和5年（2023年）12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答調査客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも1調査として計上）。

（注2）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

（注3）令和5年（2023年）から、他計式調査（調査員等が聞き取って記入する調査）で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上している。

また、令和元年（2019年）から令和4年（2022年）までにおけるオンライン調査の導入率は、表31のとおりとなっている。

表31 過去4年間のオンライン調査の導入率

府省名	令和4年 (2022年) オンライン 調査導入率 (%)	令和3年 (2021年) オンライン 調査導入率 (%)	令和2年 (2020年) オンライン 調査導入率 (%)	令和元年 (2019年) オンライン 調査導入率 (%)
内閣官房	100.0	－	－	－
人事院	100.0	100.0	100.0	75.0
内閣府	93.3	86.7	87.5	80.0
総務省	95.2	95.5	95.8	96.0
法務省	－	－	－	100.0
財務省	100.0	100.0	87.5	66.7
文部科学省	95.5	95.5	95.5	90.9
厚生労働省	72.1	71.8	74.0	61.3
農林水産省	100.0	100.0	100.0	95.0
経済産業省	100.0	100.0	97.1	100.0
国土交通省	94.0	92.2	92.6	90.9
環境省	83.3	83.3	75.0	88.9
合計	88.2	87.7	88.6	82.9

イ オンライン回答の状況

令和5年（2023年）12月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査は、基幹統計調査で63件、一般統計調査で254件となっている。また、各種別における、回答数に占めるオンライン回答数の割合（以下「オンライン回答率」という。）の内訳は表32のとおりとなっている。

表32 オンライン回答の状況（令和5年（2023年）12月末現在）

種別	オンライン調査 を導入している 統計調査数	オンライン回答率			
		20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上
基幹統計調査	63	11	23	15	14
個人・世帯	14	6	6	0	2
事業所・企業	43	5	17	15	6
教育機関	4	0	0	0	4
行政機関	2	0	0	0	2
一般統計調査	254	53	64	54	83
個人・世帯	49	23	15	6	5
事業所・企業	162	30	49	47	36

教育機関	8	0	0	0	8
行政機関	35	0	0	1	34
合計	317	64	87	69	97

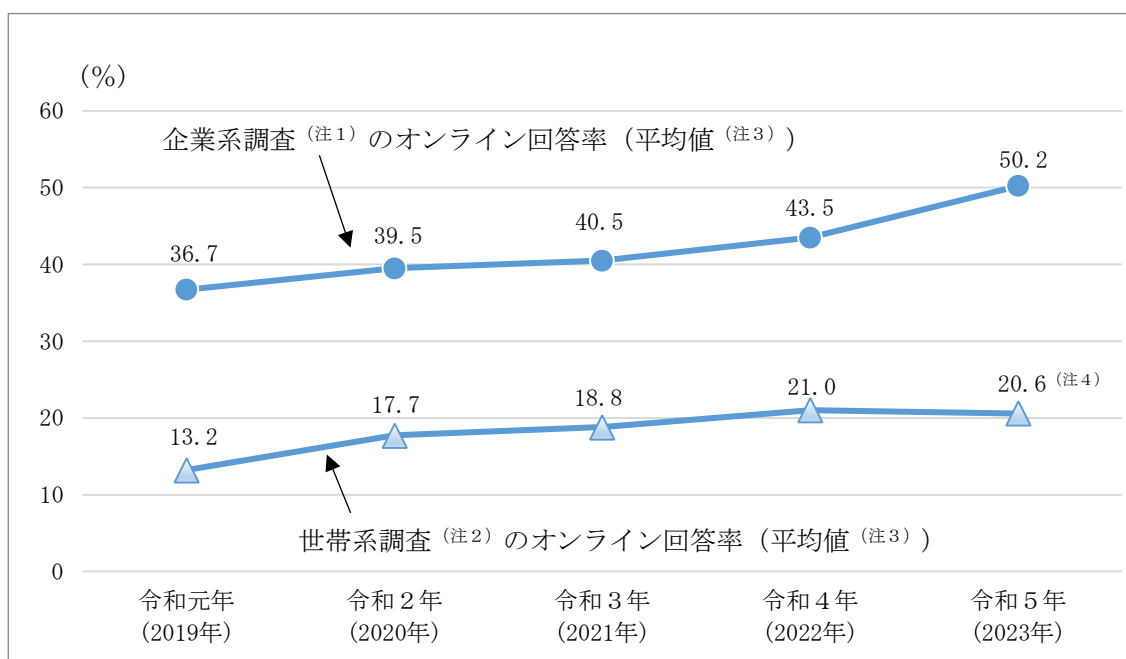
(注1) 「オンライン調査を導入している統計調査数」は、令和5年(2023年)12月末現在に回答調査客
体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査(5年に1度の周期調査等を含む。)に
ついて、各府省から報告を受けた単位(調査周期別、調査系統別等)で集計している。このため、
この欄の合計数と、表30における「オンライン調査導入統計調査数」の合計数とは一致しない。

(注2) 本表における「個人・世帯」、「事業所・企業」、「教育機関」及び「行政機関」の種別は、そ
れぞれ、主な調査客体の属性を記載している。「教育機関」は学校又は社会教育施設を、「行政機
関」は国、地方公共団体などを指し、「事業所・企業」は「教育機関」及び「行政機関」以外の事
業所・企業に報告を求めるものを指す。

なお、一つの報告単位において、複数の属性が該当する場合には、調査客体数が最も多いものに
分類されている。

オンライン調査が導入されている基幹統計調査のうち、企業系調査の
オンライン回答率は、令和5年(2023年)12月末現在の単純平均値で
50.2%、世帯系調査のオンライン回答率は同20.6%となっている(図6
参照)。

図6 基幹統計調査のオンライン回答率の推移(各年12月末現在)



(注1) 主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査(主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調
査を除く。)。以下同じ。

(注2) 主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査(人口動態調査及び地方公務員給与実態調査を除く。)。
以下同じ。

(注3) 各基幹統計調査(調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割)のオンライ
ン回答率(オンライン回答数/総回答数)の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、
実施されていても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注4) 世帯系調査の令和5年(2023年)の数値には、一部の都道府県のみオンライン調査が導入された
統計調査を含む。当該統計調査を除くと、オンライン回答率は21.9%となる。

(注5) 令和5年(2023年)から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も
「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

また、オンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは表33のとおりとなっている。

表33 オンライン回答率向上に向けた取組事例

区分	統計調査名	取組事例
電子調査票に関連した取組	特定非営利活動法人に関する実態調査	・電子調査票の文字を大きくしたほか、注釈の記述を充実させた。
	民間非営利団体実態調査	・選択式の調査項目について、プルダウンで選択可能とすることで入力の手間を減らした。
	就業構造基本調査	・調査回答者の利便性向上のため、レスポンスデザイン（調査回答者が使用するデバイス（パソコン、スマートフォン等）の種類にかかわらず、最適化されたレイアウトで画面を表示する機能）の電子調査票を実装した。
	社会生活基本調査	・スマートフォン版の電子調査票を導入し、電子調査票の利便性の向上を図った。
回答方式等に関連した取組	経済構造実態調査（産業横断調査）	・前回オンラインで提出してきた客体には、紙調査票を送付せずオンライン調査票のログイン情報を通知する。
	民間企業における役員報酬（給与）調査（役員調査）	・政府統計共同利用システムを導入し、説明紙を同封して周知した。
	社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	・断続的な記入等への対応（印刷、一時保存機能等の付与）。
調査関係書類等に関連した取組	労働力調査	・都道府県、調査員、調査世帯に対し「労働力調査かんたんガイド」の周知や案内を行い、オンライン回答の促進に努めている。 ・オンライン回答のメリットを整理した書類を作成。調査員合同指導会等で当該資料を調査員に説明。
	病院報告	・厚生労働省ホームページ等におけるオンライン報告導入のメリットや導入方法の周知。
	全国イノベーション調査	・記入要領の表紙にオンライン回答の案内を、また、調査票にID・パスワード等を、それぞれ分かりやすく記載。
	医療経済実態調査（医療機関等調査）	・オンラインでの回答が可能な旨の案内を記載（調査票に別紙の案内を同封し、オンライン回答の詳細の説明・メリット等を紹介）。
	土地保有・動態調査	・調査への協力依頼や封筒、記入要領において、オンライン回答の案内を前面に押し出して記載した。
	建設工事進捗率調査	・調査票配布の際にオンラインの回答を勧める用紙を同封。 ・記入の手引きにおいてもオンライン回答の利便性を強調して記載。
オンライン回答を支援する取組	労働力調査	・オンライン回答が困難な報告者への対応としてコールセンターを設置。
	社会生活基本調査	・コールセンターにおいてオンラインシステムの入力操作等に関する質問受付を行い、オンライン回答の支援を行った。
	毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）	・コールセンターによるオンラインシステムの操作等に関する質問受付。
その他	労働力調査	・オンライン回答状況を毎月数値化し分析。オンライン回答促進方策の検討に活用している。
	全国イノベーション調査	・統計調査のホームページ等にオンライン回答の案内を掲載。督促時にもオンライン回答の案内。
	毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）	・第二種事業所（常用労働者5～29人の事業所）について、従来までは、申請があった事業所に対してのみオンライン回答用ID・パスワードを発行していたが、令和3年度以降に新たに調査対象となる事業所については、全ての事業所にあらかじめ発行するよう運用を改めた。
	社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	・オンライン回答システムにログインする際のパスワード設定に際し、判読が困難であったり誤読の可能性の高い英数字を除外。
	土地保有・動態調査	・前回調査のオンライン回答でメールアドレスを登録した客体に対して、メールにて調査依頼を送信し、オンライン回答へ誘導した。
	北海道法人企業投資状況調査	・調査先から調査票の紛失等による再送付を要望する電話照会に対し、オンライン提出のメリットを説明し、オンライン提出を促した。

また、新たに実施することを検討しているオンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは表34のとおりとなっている。

表34 新たに実施することを検討している取組

- ・ 前回調査における課題等を踏まえ、次回調査に向けて、更なる電子調査票の利便性の向上やオンライン調査の周知等の改善等について整理・検討。
- ・ HPの掲載内容や調査票同封資料について、オンライン向上につながるように構成を変更予定。
- ・ HTML形式調査票の追加。アンケート、ヒアリング等によるオンライン調査に係る意見、要望の把握。
- ・ 回答不要な調査事項のジャンプ機能、分かりやすいエラーメッセージの表示機能、一時保存機能などを付与するとともに、スマートフォン、タブレット等による回答も可能とする。
- ・ 電子調査票の形式を、HTMLとExcelの2種類用意し、報告者の実態に適した回答方法を提供できるようにする。

基幹統計調査において、オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情として、各府省から報告があったもののうち、主なものは表35のとおりとなっている。

表35 オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情 (注)

- ・ 回答者のPC利用率は約4割となっており、回答者におけるPC利用環境が普及していない状況にある。
- ・ 当該調査の結果における世帯類型については、約3割程度を高齢者世帯が占めており、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。なお、高齢者世帯を除いた場合のオンライン回答率は約5割程度、高齢者世帯のみのオンライン回答率は約1割程度となっている。
- ・ 調査計画上、調査員調査が原則となっており、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合に限り、オンライン回答を可能としている。
- ・ 小規模事業所などではパソコン利用率が低く、記入人数が少ない事業所だと、紙で提出する方が効率が良い等の理由や、推奨されたセキュリティレベルでないなど、飛躍的にオンライン回答率を上げるのは難しい状況にある。
- ・ 高齢の方が多く、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。
- ・ 調査客体について、65歳以上の経営主の割合が高く、増加傾向にある。
- ・ 回答に当たっては、複数の部署、担当者で回答することがあることや、社内稟議の際に紙の様式が必要になることなどから、紙の調査票のニーズが一定数ありオンラインの回答率を飛躍的に向上させるのは難しい状況にある。

(注) オンライン回答率が8割未満の企業系調査及び5割未満の世帯系調査（いずれも基幹統計調査に限る。）のオンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情として各府省から報告があったものから作成。

また、オンライン調査が導入されている基幹統計調査におけるオンライン回答率について、オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情の有無別で比較した結果は、表36のとおりとなっている。

表36 基幹統計調査のオンライン回答率の比較（固有の事情の有無別）
（令和5年（2023年）12月末現在）

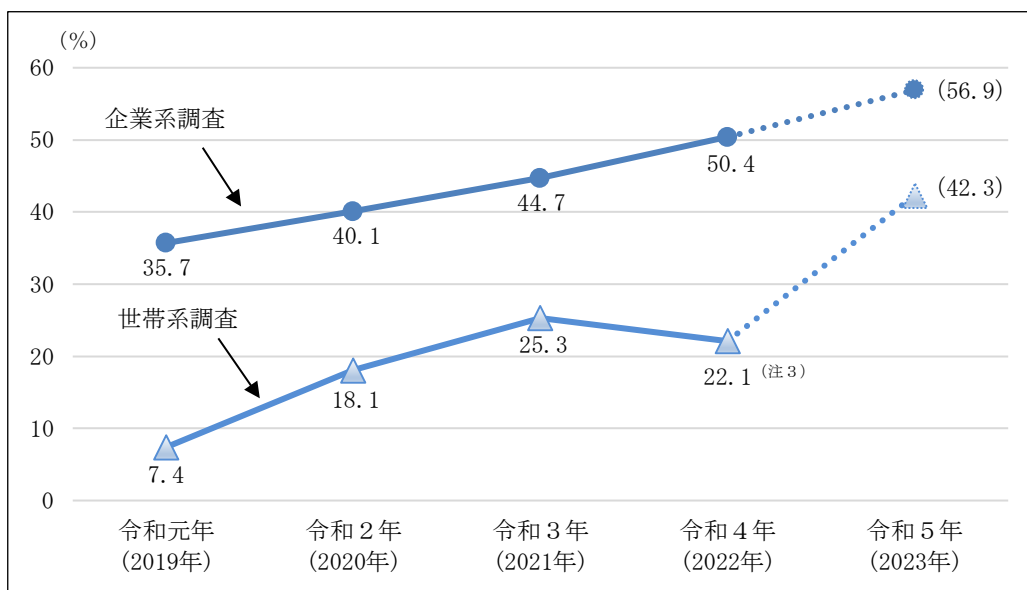
	企業系調査	世帯系調査
全調査	50.2% (n=43)	20.6% (n=12)
うち「固有の事情」なし	52.9% (n=38)	26.5% (n=9)
うち「固有の事情」あり	30.1% (n=5)	2.8% (n=3)
令和4年又は5年に実施された調査	52.9% (n=37)	23.3% (n=5)
うち「固有の事情」なし	55.0% (n=33)	36.8% (n=3)
うち「固有の事情」あり	35.0% (n=4)	3.0% (n=2)

(注1) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告のあった単位で分割）のオンライン回答率（オンライン回答数／総回答数）の単純平均。「全調査」のうち、令和5年（2023年）に実施していない調査や、実施されていても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注2) 「固有の事情」の有無は、オンライン回答率向上に関して影響を与えている固有の事情について、各府省からの報告の有無により区分したものの。

なお、オンライン調査が導入されている基幹統計調査のオンライン回答率の推移は図6のとおりであるが、これを、統計調査を実施した年別に整理すると、企業系調査のオンライン回答率は令和4年（2022年）調査で50.4%、世帯系調査のオンライン回答率は同22.1%であった（図7参照）。

図7 基幹統計調査のオンライン回答率の推移（調査実施年別）



- (注1) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率（オンライン回答数／総回答数）の単純平均であり、各年の数値には、その年に調査を実施した調査のみを計上しているため、「図6 基幹統計調査のオンライン回答率の推移」とは異なる。
- (注2) 令和5年（2023年）12月末現在で回答調査客体数が確定していない統計調査は除く。令和5年（2023年）に実施された統計調査の多くは、回答調査客体数が確定していないことから、令和5年（2023年）の数値は暫定値。
- (注3) 世帯系調査の令和4年（2022年）の数値には、一部の都道府県のみオンライン調査が導入された統計調査を含む。
- (注4) 令和5年（2023年）から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

オンライン調査が導入されている基幹統計調査におけるオンライン回答率を直近の調査と比較したところ、その変化幅は表37のとおりとなっている。

表37 基幹統計調査における直近のオンライン回答率の変化の状況
(令和5年（2023年）12月末現在)

		直近のオンライン回答率の変化 ^(注)			
		0%pt未満	0%pt以上 5%pt未満	5%pt以上 10%pt未満	10%pt以上
企業系調査	経常調査	5	20	6	4
	周期調査	0	0	1	5
世帯系調査	経常調査	1	1	1	0
	周期調査	0	3	0	4

(注) 周期調査（調査周期が1年超の調査）については前回調査、経常調査（同1年以下の調査）については前年調査からのオンライン回答率の変化幅。前回又は前年調査においてオンライン調査を導入していない又は調査実績がない調査を除く。

ウ オンライン調査の実施形態

令和5年（2023年）12月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査のうち、オンライン回答に当たって、政府統計共同利用システムを用いているものは114件、各府省のシステムを用いているものは58件となっている（表38参照）。

表38 オンライン調査の実施形態（令和5年（2023年）12月末現在）

府省名	オンライン 調査導入 統計調査数	政府統計 共同利用 システム	各府省の システム	政府共通ネット ワーク及び総合 行政ネットワーク（LGWAN）を 通じたオンライン 調査	電子メール （民間事業 者が提供す るサービ ス）を使用 した調査	政府統計 共同利用 システム 使用率 （%）
内閣官房	1	1	0	0	0	100.0
人事院	4	3	0	0	4	75.0
内閣府	12(1)	5(1)	4	1	4(1)	41.7

公正取引委員会	1(1)	0	1(1)	0	0	0.0
こども家庭庁	4	1	1	2	1	25.0
総務省	21(3)	14(3)	6(1)	1	2(1)	66.7
財務省	7(2)	3(1)	2	0	4(2)	42.9
文部科学省	22(2)	6	6(1)	4	7(1)	27.3
厚生労働省	67(4)	33	15(2)	8	17(2)	49.3
農林水産省	38(3)	22	7(1)	3	24(2)	57.9
経済産業省	21(4)	14(2)	4(1)	0	8(1)	66.7
国土交通省	47(1)	14	13	1(1)	38(1)	29.8
環境省	6(1)	1	0	0	5(1)	16.7
合計	238(9)	114(4)	56(4)	20(1)	106(4)	47.9

(注1) 統計調査数は、令和5年(2023年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む。)。なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも1調査として計上)。

(注2) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 一つの統計調査にオンライン調査の提供機能が複数ある場合、提供機能ごとにそれぞれ1件と計上しているため、オンライン調査導入統計調査数の内訳を単純合計しても、合計と一致しない。

(注4) 各府省のシステムには、各府省独自のシステムのほか、委託により民間事業者のオンライン調査システムを使用するもの、電子政府の総合窓口(e-Gov)を使用しているものを計上している。

また、令和元年(2019年)から令和4年(2022年)までにおける政府統計共同利用システムの使用率は、表39のとおりとなっている。

表39 過去4年間の政府統計共同利用システムの使用率

府省名	令和4年 (2022年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)	令和3年 (2021年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)	令和2年 (2020年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)	令和元年 (2019年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)
内閣官房	0.0	－	－	－
人事院	50.0	50.0	50.0	33.3
内閣府	28.6	30.8	28.6	25.0
総務省	65.0	66.7	60.9	54.2
法務省	－	－	－	0.0
財務省	42.9	50.0	57.1	66.7
文部科学省	28.6	23.8	23.8	25.0
厚生労働省	46.8	45.9	45.6	36.7
農林水産省	57.9	60.5	55.0	52.6
経済産業省	56.5	53.3	47.1	42.4
国土交通省	25.5	23.4	20.0	16.0
環境省	20.0	20.0	16.7	12.5

合計	44.2	43.8	40.5	35.3
----	------	------	------	------

(注) 各年の12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査（5年に1度の周期調査等を含む。）における政府統計共同利用システムの使用状況を集計している。

②⑧

（２）統計作成における行政記録情報等の活用状況

ア 業務統計の作成状況

行政記録情報等^(注)を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として各府省等から報告があったものは、令和5年（2023年）12月末現在で415件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは413件であり、e-Statに掲載しているものは182件となっている（表40参照）。

(注)「行政記録情報等」とは、行政機関が保有する各種行政記録情報（統計調査によって得られた情報を除く。）や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいてなされる申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動（統計調査を除く。）を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

表40 業務統計の作成状況等（令和5年（2023年）12月末現在）

府省名	件数	うちe-Stat に掲載	府省名	件数	うちe-Stat に掲載
内閣官房	13(1)	2	外務省	4	4
人事院	15(1)	4	財務省	36	27
内閣府	4	1	文部科学省	46	5
警察庁	2	2	厚生労働省	79	46
個人情報保護委員会	1	0	農林水産省	40	18
消費者庁	7	1	経済産業省	15(4)	9
こども家庭庁	13	4	国土交通省	29	9
デジタル庁	1	0	環境省	26(4)	7
総務省	61	18	防衛省	13	13
法務省	15	12	計	415(5)	182

(注) () 内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計のe-Statへの掲載状況

e-Statに掲載されている182件の業務統計について、統計の概要^(注1)が掲載されているものは145件、時系列表が掲載されているものは87件、分類項目・集計項目一覧^(注2)を掲載しているものは4件、地域区分を掲載しているものは25件となっている（表41参照）。

(注1)「統計の概要」とは、統計の目的、作成周期、作成の元データの内容、作成方法など、当該業務統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したもののことをいう。

(注2)「分類項目・集計項目一覧」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報のことをいう。

表41 業務統計のe-Statへの掲載状況

(令和5年(2023年)12月末現在)

府省名	e-Statの 掲載状況	うち	うち	うち	うち	うち
		「調査の概要 (統計の概要)」の 掲載件数	「時系列 表」の掲載 件数	「分類項目・集計項目 一覧」の 掲載件数	「地域区分」を登録 すべき統計 の件数	「地域区分」の掲載 件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	0	0
こども家庭庁	4	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
総務省	18	9	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	27	21	17	1	7	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	46	33	24	2	5	2
農林水産省	18	17	13	0	7	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	9	9	3	0	2	0
環境省	7	7	2	0	1	1
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	182	145	87	4	48	25

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

②9

(3) 統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、合計で124件(99統計調査)となっている(表42参照)。

表42 行政記録情報等を活用している統計調査

(令和5年(2023年)12月末現在)

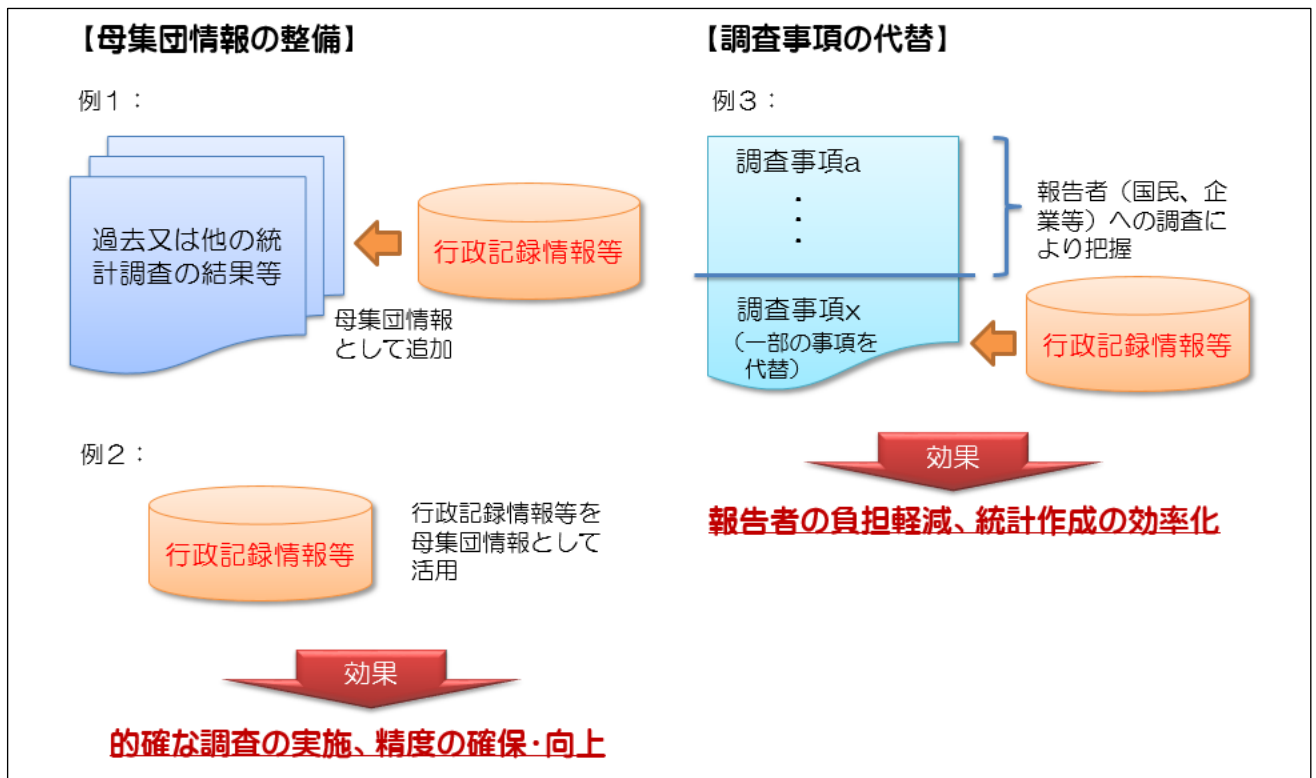
府省名	統計調査数	うち 母集団情報の 整備	うち 調査事項の 代替	うち 欠損値補完、 審査での活用等
内閣府	4	3	1	0
こども家庭庁	4	4	0	0
総務省	7(1)	5(1)	0	2
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	2
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	20	11	10	4
農林水産省	14	10	6	1
経済産業省	8(1)	8(1)	2	1
国土交通省	33	31	13	1
環境省	5	4	1	0
合計	99(1)	80(1)	33	11

(注1) () 内の数値は、共管統計(複数の府省が共同で作成する統計)の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 統計調査の件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

(参考) 図8 統計調査における行政記録情報等の活用形態



また、上記99統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表43のとおりとなっている。

表43 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

(令和5年(2023年)12月末現在)

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	38
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	4
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	37
xyzのうち、2つ以上に該当	20
合計	99

(注) 件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

③⑩

(4) ビッグデータ等の利活用の状況

令和5年(2023年)12月末現在で、民間企業等が保有するビッグデータ等^(注)を経常的に活用している統計等として各府省等から報告があったものは10件となっている(資料26参照)。

また、民間企業等が保有するビッグデータ等の活用を検討している統計等として報告があったものは5件となっている。

(注) 「ビッグデータ等」とは、ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業等が保有するデータ全般を指す。

8 国際比較可能性の向上、国際貢献

③①

(1) SDGグローバル指標の公表状況

持続可能な開発目標（SDGs）のためのグローバル指標枠組みは、平成29年（2017年）に国連統計委員会で合意された後、同年の国連総会で採択されたものであり、令和5年（2023年）末現在で248のグローバル指標が設定されている。

我が国では、令和5年（2023年）12月のSDGs推進本部幹事会において、新たに5つのグローバル指標の作成方法等が決定され、全248指標のうち167指標が公表済みとなった。指標の算出値等は、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform）において公表されている。

③②

(2) 国際貢献の状況

令和5年度（2023年度）には、6府省から延べ136人の職員が50の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。また、令和5年度（2023年度）現在において、5府省が7の国際機関・国に延べ27人の職員を派遣し、2府省が25か国から延べ76人の研修生を受け入れている（テレワークによる派遣・受入れを含む。）^{（注）}。

国際連合アジア太平洋統計研修所（SIAP）に対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和5年度（2023年度）については、対面及びオンラインでの研修を実施し、148か国・地域等、合計3,163名に対して研修を実施した（資料27参照）。

（注）令和4年度（2022年度）以前の法施行状況報告に記載の数は、国際統計に関するワーキンググループを構成する11府省の実績。令和5年度（2023年度）からは、統計幹事が置かれている25府省の実績。